○財務省告示第百十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表第一を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
135,416円以下		54,167円
135,417	149,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40%
150,000	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30%＋15,000円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20%＋45,000円
550,000	833,333	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10%＋100,000円
833,334	1,249,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×5%＋141,667円
1,250,000円以上		204,167円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

○財務省告示第百十三号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件（平成十二年大蔵省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表第二㈠中「第八条第二十六項」を「第八条第二十四項」に改め、同表㈡中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同表㈢中「介護保健法第八条第二十六項に規定する」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく」に、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

別表第三㈠を同表㈡とし、同表㈡から㈤までを同表㈢から㈥までとし、同表㈥中「㈣から㈥まで」を「㈤から㈦まで」に改め、同表㈥を同表㈦とし、同表㈤中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同表㈤を同表㈥とし、同表㈣の次に次のように加える。

㈤　介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス	地域密着型基準省令第百八十二条（準用）において準用する地域密着型基準省令第七十一条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎及び同項第二号に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等

別表第三㈣中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同表㈣を同表㈤とし、同表㈢中「第八条第十六項」を「第八条第十八項」に改め、同表㈢を同表㈣とし、同表㈡中「第八条第十七項」を「第八条第十九項」に改め、同表㈡を同表㈢とし、同表㈠中「第八条第十五項」を「第八条第十六項」に、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。この表の㈡から㈤までにおいて「地域密着型基準省令」という。）第二十一条第三項（利用料等の受領）」を「地域密着型基準省令第十八条（準用）において準用する地域密着型基準省令第三条の十九第三項（利用料等の受領）」に改め、同表㈠を同表㈡とし、同表㈡の前に次のように加える。

㈠　介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。この表の㈡から㈦までにおいて「地域密着型基準省令」という。）第三条の十九第三項（利用料等の受領）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等

○財務省告示第百十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第一項及び第五項並びに第二十八条第一項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示の別表一に掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表一を次のように改める。

別表一　公害防止用設備

機械その他の減価償却資産	期間
指定物質等回収設備（大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）附則第三項に規定するテトラクロロエチレン又は土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に規定するふっ素及びその化合物に含まれる一・一・一・三・三―ペンタフルオロプタンを活性炭により吸着して回収する活性炭吸着式回収装置並びに洗浄装置、冷却器、凝縮器、加熱器、貯留器、送風機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、電動機、ポンプ、排気管、放出筒及び配管から構成されるものに限る。）	平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

別表二中「第五条の十第四項及び第二十八条第四項」を「第五条の八第二項及び第二十八条第二項」に改める。

○財務省告示第百十五号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を次のように定め、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳